

業務方法書

(畜産収益力強化緊急支援事業)

平成27年3月18日制定

ホクレン農業協同組合連合会

ホクレン農業協同組合連合会業務方法書

平成27年3月18日制定

(目的)

第1条 この業務方法書は、ホクレン農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱（平成27年2月3日付26農畜機第4689号。以下「要綱」という。）および畜産収益力強化緊急支援事業実施要領（平成27年3月18日付26農畜機第5484号。以下「要領」という。）に基づき、畜産収益力強化緊急支援事業の実施について、事業実施主体として業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資する事を目的とする。

1 連合会は、国の畜産生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に関する基本方針及び施策に即応し、その円滑な推進を図ることを目的として、関係諸機関との綿密な連携のもとに、その業務を効率的かつ効果的に運営するものとする。

(貸付対象機械の範囲)

第2条 貸付の対象となる機械（以下「貸付対象機械」という。）の範囲は、要領の別表1記載の貸付対象範囲を基本とするが、記載のない貸付対象機械については、別表1の区分の要件を満たす機械であると連合会が認めた場合はこの限りではない。ただし、この場合において、農業協同組合等（要領第4の（1）で定めた申請団体をいう。以下「申請団体」という。）は事前に、連合会に協議を求めるものとする。

また、別表1記載の貸付対象機械において、別表1の区分の要件に係る作業を行うための付属品等については、機械本体の見積価格に含め、その内訳を見積書に記載することとする。

(貸付対象機械の納入期限)

第3条 貸付対象機械の納入期限は、平成28年2月29日までとし、天変地異等の止むを得ない場合で連合会が認めたものを除き、それ以降の納入は認めない。

(貸付主体の選定)

第4条 連合会はこの事業に係る貸付主体（以下「リース会社」という。）について、事業の実施を円滑にするために、以下の選定基準で公募により複数選定し、申請団体はその中の1社をリース会社として定め貸付者とする。

ただし、申請団体は連合会より提示された複数のリース会社の附加貸付料率等を比較し、末端借受者（要領第2の1の（1）で定める末端借受者をいう。以下「末端借受者」という。）が不利益を被らないよう助言・指導等を行うこととする。

1 債権管理を容易にするため、貸付期間中いつでも債権状況を把握するための財務諸表等が開示できるリース会社とする。
2 貸付契約内容及び貸付料の徴収方法を連合会が別途定める要領等に準拠できるリース会社と

する。

3 リース会社は、申請団体等（申請団体および末端借受者をい。以下「申請団体等」という。）との貸付契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械の貸付期間内において、同条件で他のリース会社を通じて事業が継続できる措置を講ずることのできる貸付主体とする。

（リース会社の業務）

第 5 条 リース会社は、申請団体等に対して貸し付けを行う際は、次の事項を行うものとする。

1 連合会が貸付を決定した末端借受者の貸付対象機械は、譲渡条件付所有権移転リース方式とし、譲渡額の計算は貸付対象機械の取得価額から補助金額を除いた価格の 100 分の 10 とする。また、基本貸付料の計算は、要領第 4 の 8 で定めた計算とし、次の方法により貸し付けするものとする。

2 貸付方法

（1）リース会社は、申請団体等に貸し付ける貸付対象機械の取得価額のうち、2 分の 1 に相当する金額の補助を受け、申請団体等に貸し付けるものとする。

（2）附加貸付料等は、基本貸付料に対しリース会社が定めた料率を乗じた額とする。

3 リース会社は、貸付対象機械を導入しようとする末端借受者に対して、社内規定等に基づき必要に応じて与信を行うものとする。

（申請団体の業務）

第 6 条 申請団体は、次の事項を行うものとする。

- 1 末端借受者に係る畜産クラスター計画関連書類の整備等
- 2 末端借受者の申請書類の取りまとめ
- 3 末端借受者に対する与信審査
- 4 連合会への申請手続き
- 5 貸付対象機械の検収立会
- 6 リース会社及び末端借受者との契約及び連合会への実績報告書等の提出
- 7 貸付料の徴収と支払
- 8 連合会の指示に基づく調査等
- 9 関係書類等の整備保管
- 10 その他必要事項

（申請書提出および貸付決定）

第 7 条 この事業の実施に係る申請書等一連の書類は、次のとおりに提出するものとする。

1 申請

- （1）申請団体は、要綱、要領で定められた様式および連合会独自様式等に基づいた申請書類を末端借受者から受理する。
- （2）申請団体は申請内容の確認・作成および与信審査等を行った後、連合会に提出する。

(3) 連合会は申請内容の確認の後、申請の一覧表を北海道農業協同組合中央会および北海道庁へ提出する。

2 貸付決定

(1) 連合会は、貸付決定の通知について、申請団体を経由して末端借受者に通知する。

(2) 併せて、連合会はリース会社及び販売会社等にも同様に通知する。

(3) 貸付決定後、販売会社等は速やかに貸付対象機械を納入し、納入後は遅滞なく連合会等にその旨連絡を行うこととする。

(貸付機械の検収)

第 8 条 貸付機械が末端借受者へ納入された後、連合会はその対象貸付機械の検収を関係機関の立会のもと行うものとする。

1 貸付機械の検収者は、連合会が行うことを基本とするが、要領第 4 の 9 で定めた事業の委託を受けた団体の場合は、その団体が行う事も出来ることとする。

2 検収の実施は、検収立会人を申請団体、末端借受者および販売会社等とし、連合会が定める検収調書（別紙様式第 2 号）に従い貸付機械を検収することとする。

3 検収は、原則として貸付機械が試運転可能な状態にて行うこととする。

(末端借受者および再貸付者の業務)

第 9 条 申請団体が再貸付者（要領第 2 の 2 の（1）で定める「再貸付者」をいう。以下「再貸付者」という。）となる場合の基本貸付料及び附加貸付料等の取り扱いは次のとおりとする。

1 申請団体の末端借受者に対する附加貸付料は、貸付主体が別途定めた料率および動産総合保険の料率を含めた総額と同額とする。

2 貸付期間は、要領の第 4 の 5 に定めるとおりとするが、貸付開始月を貸付対象機械の検収月とし、貸付期間最終年の 3 月 31 日を貸付終了日とする。

3 末端借受者及び再貸付者の貸付料の納入期限は次のとおりとする。

(1) 末端借受者の第 1 回の貸付料の納入期限は、当該貸付機械の貸付開始月の 3 ヶ月後とし、詳細の支払方法は別途締結するリース契約書等に準ずることとする。

再貸付者からリース会社への納入期限についても末端借受者から再貸付者へ納入された月と同月とする。

(2) 2 回目以降の貸付料の納入期限は毎年 4 月とし、再貸付者からリース会社への納入も同月とする。

なお、1 月検収物件の場合は第 1 回の貸付料と 2 回目の貸付料は同年の納入とはならない。

4 貸付対象機械の譲渡は次のとおりとする。

(1) 譲渡額の計算は、貸付対象機械の取得価額に 2 分の 1 を乗じて得た額の 100 分の 10 とし、その額に消費税等相当額を加算した合計額を譲渡代金として末端借受者に売却する。

(2) 末端借受者の譲渡代金の納入期限は、貸付期間が終了した翌月とする。

(3) 再貸付者については、末端借受者から徴収した譲渡代金を、同月にリース会社へ支払うものとする。

(4) 貸付主体へ譲渡代金が納入された日をもって、リース会社より申請団体を通じ末端借受者へ書面により所有権を移転するものとする。

5 貸付料等の納入

貸付料および譲渡代金の納入は、末端借受者、再貸付者、リース会社の順とし、リース会社の指定金融機関の口座に入金することとするが、納入指定日が金融機関の休日の場合は翌営業日とする。

(申請団体等の危険負担)

第10条 申請団体等が貸付契約の変更及び解約を申し出た場合は、次のとおりとする。

- 1 天災等不可抗力によって貸付機械の使用が困難又は滅失した場合は、その旨を連合会に報告し、連合会がやむを得ないと認めたときは、未納の貸付料の納付をもって、その貸付機械について貸し付けが終了したものとする。
- 2 申請団体等が要領又は貸付契約に違反したときは、リース会社は貸付契約を解約することが出来る。この場合、リース会社は速やかに連合会に報告するとともに、申請団体等は、その時の精算額及び遡及しての補助金額をリース会社に支払わなければならない。
- 3 末端借受者が離農又は銀行取引停止等の状態に至ったときは、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）と協議のうえ判断するものとする。
- 4 その他の事案においても、機構と協議のうえ判断するものとする。

(末端借受者の義務)

第11条 末端借受者はこの事業を受益するにあたり、以下の義務を果たさなければならない。

- 1 末端借受者は貸付対象機械の選定において、価格競争原理を導入して3者以上の見積もり合わせを行い、自己の責任において自己の経営に最も適する貸付機械を選定するものとするが、特別な理由により見積もり合わせが出来ない場合は、予めその旨を申請団体に報告しその過程を記録した機種選定結果報告書（様式12-2号）を末端借受者事業申請書に添付するものとする。また、必要に応じて行政または申請団体の指導を受けるものとする。

また、新規就農者（要領第2の1の（2）のアの（ア）で定める新規就農者をいう。以下「新規就農者」という。）が貸付対象機械を中古品（要領第3の3で定める中古品をいう。以下「中古品」という。）とする場合は、要領第3の3に適用する中古品であって、かつ当該中古品の見積書の他に当該中古品と同等以上の性能を有する新品機械の見積書を、原則として複数の販売業者等から徴収するよう努めることとする。

- 2 末端借受者は、リース期間中は自己の責任と負担において次の事項について貸付機械の管理義務を果たさなければならない。
 - (1) 末端借受者の負担による日常の維持管理。
 - (2) 貸付機械の転貸、譲渡、目的外使用、質権設定、担保等の提供の禁止。
 - (3) 貸付機械の改造の禁止。ただし、使用目的の範囲内の改造は認めるものとするが、この場合、申請団体を通じリース会社及び連合会に報告するものとする。
 - (4) 固定資産税、取得税、自動車税等およびその他公租公課。
 - (5) この事業に係る書類等の保管と維持管理状況の記録等の管理義務。

(6) 連合会が表示させた貸付記号および機構の畜産業振興事業であることの表示。

3 事故等の発生の場合の措置は次のとおりとする。

(1) 貸付機械に関し事故又は故障が発生した場合は、末端借受者は、修理が可能であるときは自己の負担において修理を行うものとする。

(2) 貸付機械の隠れた瑕疵により事故等が発生し、末端借受者が損害を被った場合は、貸付契約および再貸付契約は継続されるものとし、リース会社は当該貸付機械の販売業者等に対する損害賠償請求権を末端借受者に譲渡するものとし、その旨の報告を連合会及び申請団体に行うものとする。

(帳簿類の保管)

第12条 帳簿類の保管については貸付契約が終了した年度の翌年度を起算年として5年間保管しなければならない。なお、保管する帳簿類は以下のとおりとする。

- 1 末端借受者は、維持管理及び使用状況の帳簿、公租公課・保険料・貸付料などの領収書、契約書等の関係書類
- 2 申請団体は、この事業に係る関係書類

(その他)

第13条 貸付機械の検査および報告について、連合会は、必要があると認めたときは、リース会社、申請団体等に対し、貸付機械の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、リース会社および申請団体等は、検査に応じ、検査に立ち会い、帳簿類の整備、提出等、検査が円滑に行われるよう協力しなければならない。

附 則

この業務方法書は、要領の承認日をもって適用日とする。